

47 食の生産資材安全確保対策事業

【596（610）百万円】

対策のポイント

国産農畜水産物の安全を確保し、ヒトへの健康被害を未然に防止するため、飼料、動物用医薬品、農薬及び肥料の調査・試験を実施します。

<背景／課題>

- ・飼料、動物用医薬品、農薬及び肥料は、適切に使用しなければ、家畜やヒト等の健康や農産物の生育に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- ・生産資材の使用基準や残留基準値の設定・見直しを行うために、その基礎となる科学データの収集や分析法等を開発する必要があります。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるため、生産資材の使用基準や安全基準値等の設定・見直し等を実施

<主な内容>

1. 飼料及び動物用医薬品に関する調査・試験の実施

- (1) 飼料及び動物用医薬品の基準及び規格の設定等に必要調査・試験
- (2) 動物用医薬品等に起因する薬剤耐性菌のモニタリングの強化のための調査・試験
- (3) 飼料中の有害化学物質の分析法の開発のための試験

2. 農薬及び肥料に関する調査・試験の実施

- (1) より安全な農薬の登録を進めるための試験項目の追加や農薬の残留実態を反映した適用作物の分類検討に向けた調査
- (2) 農薬の曝露状況に合わせた使用者の防護装備の見直し等、生産資材の安全を確保するための調査・試験

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

お問い合わせ先：

- 1の事業 消費・安全局畜水産安全管理課（03-6744-2104（直））
- 2の事業 消費・安全局農産安全管理課（03-3591-6585（直））